

正しい計量信用のもと 計量器検査をうけましょう

◎検査期日
5月11日 0午前9:00~11:30 横越・木津地区
 0午後1:00~3:30 二本木地区
5月12日 0午前9:00~11:30 沢海・斑山・小杉地区
 0午後1:00~3:30 藤山・駒込地区
 官庁関係

◎検査会場 両日とも横越村公民館
 ◎検査手数料 計量器種によって異なります。
 (最低 35円~最高 960円)

※この検査を受けないと、5月16~17日次の会場の小須戸町に行って頂きます。それも受けないと、5万円以下の罰金に処せられることがあります。

役場で交付する戸籍の謄抄本及び住民登録抄本、印鑑登録証明書等を交付申請する場合は申請書に必要事項を記入し、押印して申請することになっておりますが、かなりの方がこのような時印鑑を忘れてくる場合が多いので、役場の窓口では大変困っています。交付申請書を正しく記入すると同時に、印鑑も必ず必要ですので忘れず持参して下さい。

必要事項として、次のことが挙げられます。
 (一)住民の転出入は区長へも届出するよう。
 (二)スクールバス乗車時刻の交代制について公平を。
 (三)中学生の通学経路の不満解消を。
 (四)保育園を拡張し、越境通園の解消を。
 (五)防火池に柵の設置を。

村税条例の主な改正点

1.個人村民税(各種所得控除額の引上げ)

区分	現行	改正	適用
基礎、配偶者、配偶者のない1人目の扶養、老人扶養、特別障害者の各控除額	190,000円	200,000円	52.4.1
扶養控除額	170,000円	190,000円	52.4.1
障害者、老年者、寡婦、勤労学生各控除額	160,000円	180,000円	52.4.1
障害者、未成年者、老年者、寡婦の非課税限度額	700,000円	800,000円	52.4.1

2.法人村民税(法人の均等割の引上げ)

区分	現行	改正	適用
資本金1億円以上 従業員100人以上	24,000円	80,000円	52.4.1
資本金1億円以下 従業員100人以下	12,000円	24,000円	52.4.1
資本金1千万円以下の法人等	7,200円	8,000円	52.4.1

3.その他控除額及び免税点の引上げ

区分	現行	改正	適用
個人事業主控除額の引上げ	2,000,000円	2,200,000円	52.4.1
電気免税点の引上げ	2,000円	2,400円	52.6.1
ガス免税点の引上げ	4,000円	4,800円	52.6.1
入浴免税点の引上げ	100円	150円	53.1.1

52年度 住民税(個人)減税
 各種控除額を引上げ
 地方税法の一部を改正する法律が、さる三月末の国会で可決されたことに伴い、その趣旨をうけ四月一日付村長専決によって「村税条例の一部」が改正されました。これによると、昭和五十二年の個人の住民税における各種控除額が10・5割増し、4割引上げられましたので、個人住民税は減税されることになりました。また、このほか個人事業税、電費、ガス税等の免税点も10割増し引上げられました。一方、これとは逆に法人の各種控除額が、大巾に引上げられ増税される形となっています。

嘱託員(区長)会議開く

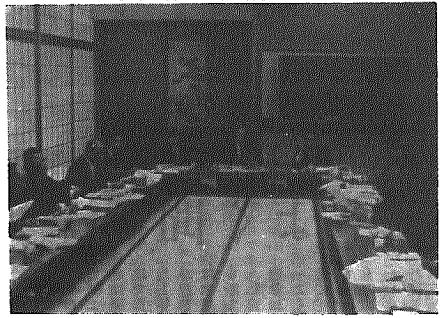
村道寄付金廃止が大勢

昭和五十二年の村重点施策及び予算説明と、合せて当面する主要事業に対する協力要請のため、さる四月七日公民館で嘱託員会議が開かれました。村からは村長以下各課長が出席し、村長、助役から五十二年の施政方針と予算の大綱、及び主要事業等について説明があり、次に水道拡張事業、村道改良、寄付、農村総合ミニモデル事業、除雪対策等について議論と意見交換や、要望等を賜りました。このうち、村道改良事業に対する寄付金については、五十二年から廃止の方針でいたるの財政事情が逼迫しているため、寄付金継続是否の問題は、地域の事業等から早期着工を図る意味で、継続して予算をつけてほしいという意見もありましたが、廃止すべきとする意見が大勢を占めました。

どうぞよろしく

昭和52年度嘱託員(区長)(52.4.1)

地区	氏名	世帯数	備考
横越	永木 正	119	新
	○神田 隆吉	240	再
	羽田 義次	154	ク
川根谷内	渡辺 敏二	151	ク
	○伊藤 松枝	98	ク
沢	渋谷 健作	107	ク
	田中 長平	83	ク
	佐藤 藤平	34	ク
海山	阿部 逸次	52	ク
	○小野塚 良夫	81	ク
木津	宇野 兵衛	88	新
	植木 博栄	55	ク
二本木	仲村 信夫	139	ク
	○村木 正吾	53	ク
小杉	○中川 富栄	81	再
	栗原 健次郎	60	新
	豊崎 貞雄	57	ク
藤山	串田 聖吉	43	ク
	石倉 八一	27	ク
駒込	宮嶋 新平	2	遺緒先
計	○代表区長	1,814	



嘱託員(区長)会議

転出・転入の際は 区長さんへも届出を

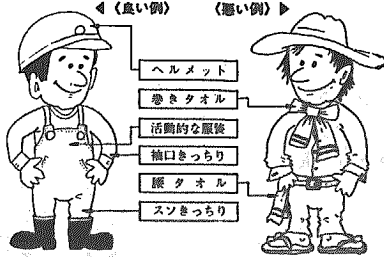
住民の皆さんが、転出転入(村内転居も同じ)の場合は、役場窓口へこれらを手続をされたおられますが、区長さんへも、転居の際は、地区住民の転入や、転居を確実にしておくため、転居の際は、転居届を提出していただくようお願いいたします。

農作業メモ

安全作業のすすめ

トラクター

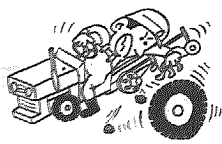
春耕期ともなれば、特にトラクターは死傷事故等の大きな危険がいっぱいあり、過去本村でも死亡事故が頻りに発生して、安全作業の注意を払い、事故を起さぬよう願っています。



使用前の準備点検
 ◎給油・注油・点検は、エンジンをとめてから行なう。
 ◎火気は厳禁。
 ◎まちがえてガソリンを入れないで。
 ◎ポルト・ナットの締め方を確認。

エンジンの始動

「要領の「中立」を確認し、クラッチを切ること。」
 「安全のしおり」を必ず読んでおくこと。
 ◎運転操作が確実になるまで見とどけること。
 ◎足踏・整備は確実に実施すること。とくに「安全カバー」はたいせきに注意すること。
 ◎心身ともに健康な状態で、免許のある人に運転してもらおうこと。
 ◎飲酒運転は厳禁。交通安全をメス守り、安全運転を誓うこと。



足回りのポルトを1つ1つ調べる

相続と税金

財産をもらったときにかかるのが相続税です。これは「正味の遺産額」から「基礎控除額」を引いた、その残りの部分に課税されるものです。しかし、次のようなものには相続税がかかりません。

① 遺産をもらったときにかかるのが相続税です。これは「正味の遺産額」から「基礎控除額」を引いた、その残りの部分に課税されるものです。しかし、次のようなものには相続税がかかりません。

① 墓・仏壇・祭具など。
 ② 死亡保険金の合計額のうち二百五十万円に法定相続人の数をかけた金額。
 ③ 死亡退職金のうち、二百万円に法定相続人の数をかけた金額。
 ④ 遺族が受取った養育費、遺産に係る「基礎控除額」は二千万円と、四百万円に法定相続人の数をかけた金額との合計額です。

相続税の税率は、課税遺産額が二百万円以下の金額に対する10割を最低に、五億円を超える金額に対する75割までの課税遺産額に応じて高くなる。超過累進税率となっています。

相続税の申告と納税は、被相続人が亡くなった日の翌日から6か月以内です。詳しいことは税務署・税務相談室にお尋ねください。